

原動機付自転車・小型特殊自動車の変更手続きについて

1 次のような異動等があった場合は、その異動が生じた日から15日以内に手続きしてください。

【必要書類】

	標識交付証明書	ナンバープレート	譲渡証	本人確認書類
多賀城市内で住所変更した場合	○			○
多賀城市から転出した場合	○	○		○
多賀城市内に居住する方へ名義を変更する場合	○	ナンバーを変更される方は、 ナンバープレートもお持ち下さい。	○	○
多賀城市外に居住する方へ名義を変更する場合	○	○	○	○
車両が使えなくなり処分する場合	○	○		○

2 標識(ナンバープレート)を盗難・紛失・破損した場合は、直ちに下記までご連絡下さい。

〒985－8531 多賀城市中央2丁目1番1号 多賀城市役所(税務課固定資産税係)

TEL:022－368－1371

※車両を譲渡する際にご記入ください。

譲 渡 証	下記の車両を譲渡いたします。
	車両番号(ナンバー): 車台番号:
	譲渡人(譲る方) 住所 氏名
	譲受人(譲られる方) 住所 氏名